

議案第 17 号

知事等の給料の特例に関する条例

次のとおり知事等の給料の特例に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事等の給料の特例に関する条例

令和2年6月分の知事及び副知事の給料月額、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号。以下「知事等給与条例」という。）第2条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその10分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、知事等給与条例別表第1に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年6月分の知事及び副知事の給料について適用する。